

厚労省分科会 CHASE 等活用に「介護ソフト導入支援」意見多数

厚生労働省は9月14日、社会保障審議会介護給付費分科会を開催しました。「自立支援・重度化防止」をテーマに、介護の質評価のための VISIT や CHASE の利活用、前回改定で新設された加算等の取組を進めるための方策を論点としました。

訪問・通所リハビリのリハ計画書等の情報を収集する VISIT については、2018年改定でデータ提出に対する評価として、リハビリテーションマネジメント加算(IV)が新設されました。しかし、19年10月時点で算定事業所の割合は訪問リハ1%、通所リハ3.1%と低く、また9割近い事業所が入力作業に負担を感じている現状が報告されました。

委員からは、報酬の上乗せ評価よりも情報収集・入力作業の負担軽減を優先すべきとの意見が集中しました。5月より運用を開始している、利用者の状態とケア内容を収集する CHASE についても同様の対応を求めました。具体的には、これらのデータベースと連携可能な介護システムの導入支援策として、地域医療介護総合確保基金の活用があがりました。「現行の2分の1の補助率では手が出せない事業所が多い」(全国老人保健施設協会・東憲太郎会長)と補助率の引上げ等の提案もありました。神奈川県では、同基金で介護システムを導入する場合、CHASE へのデータ提出を要件としており、活用が進んでいるということです。

ADL 維持等加算 算定2%台

アウトカム評価の目玉として通所介護等に新設された ADL 維持等加算は、今年4月時点で算定が1,000事業所を超えましたが、算定率は2.4%と依然低調です。前回の議論と同様、「要介護3~5が15%以上」「要介護認定12月以内が15%以下」等の要件の緩和や、少ない単位数(1人あたり月3単位/6単位)の見直しを求める意見があがりました。

「サービス制限への不安から、改善を望まない利用者もいる。要介護度が変化した後も一定期間、元のサービスが受けられるような経過措置を設けてはどうか」(神奈川県・山本千恵参考人)との提案もありました。なお、同省によると、利用開始月のバーセルインデックス(BI)が低い、つまり重度な利用者ほど、6カ月後のBI値の改善度が高い傾向がみられています。

総合事業の弾力化 厚労省「給付制限でなく、選択肢を広げる見直し」

9月16日に開かれた野党議員のヒアリングで、要介護者でも、市町村による総合事業のサービスを利用できるようにする省令の改正案に対し、要介護者の給付を制限する懸念があることに対し、厚労省の担当者は「サービスの選択肢の幅が広がる見直しで、給付を制限するものではない」と強調しました。

今回の見直し案は、「市町村が認めた場合には、要介護者であっても第1号事業(訪問・通所サービス、配食・見守りなど生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント)を受けられることとする」との内容で、現在、パブリックコメントが募集されています。

ヒアリングでは出席者らが、今回の省令改正が要介護者の受給権を侵害する可能性や、将来的な総合事業への移行につながる懸念について質しました。これに対し、同省老健局の金沢侑加課長補佐は「大前提として、介護給付に移させないとか、総合事業に留めるという趣旨ではない。介護給付も受けてもらいながら、希望する方には総合事業も利用できるようにする改正だ」と説明しました。

ヒアリングを実施した議員からは、「介護を受ける人達の不利益につながったり、働く人たちのやる気をくじくような制度にはしてはいけない」と、給付抑制などにつながらないように求める声もあがりました。